

【草・落ち葉・せん定枝の持ち込みについて】

- (株)アイ・コーポレーションへの持ち込み時間について

持込可能時間 9:00 ~ 16:00

- 持ち込みの対象は、自宅から発生した草・落ち葉・せん定枝となります。

※せん定枝は、長さ180cm以下、直径15cm以下に処理してから持ち込んで下さい。

※枝の先が二股のものも15cm以下に処理して下さい。

※規格外の枝については対象外です。

◆ 対象外となるもの

- ① 庭木等の剪定業者が持ち込むもの

- ② 事業所の敷地内から発生したもの

※運転免許証などで住所等を確認させていただく場合があります。

- ③ 農業により発生したもの

- ④ 家庭菜園から発生したもの

※トゲのある木、竹、木の根、毒性・病気のある木、花き、果実は

「燃やすごみ」として捨てて下さい。

- 不明な点については、岡谷市 環境課へお問い合わせ下さい。

岡谷市 環境課 TEL 0266-23-4811(内線1447・1448)

※ 剪定枝についてはチップに処理致しますので、剪定枝の持込みは、花、実、
細い枝は事前に切り離し、剪定枝と分別してお持ち込みをお願いします。